様式第61（第45条関係）

登録申請書記載事項変更届

　 　　 　 年 月 日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 県証紙  貼付欄 |  |

和歌山県知事 殿

　 届出者 住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

次のとおり変更があったので、計量法第１１４条において準用する同法第６２条第１項

の規定により、届け出ます。

１　変更のあった事項に係る事業の区分及びその登録番号

事業の区分 　 　に係る計量証明の事業

登録番号 第 　 号

２ 変更のあった事項

３ 変更の事由

備考

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　事業の区分ごとに、かつ、事業所ごとに記載すること。

３　特定計量証明事業の認定の区分について追加若しくは廃止又は認定証の記載事項

に変更があった場合には、第４９条の５第１項に規定する認定証の写しを添付す

ること。

**【** 手続きのご案内 **】**

手続名　　　　　　登録申請書記載事項変更届

お問い合わせ先　　〒６４０－８５８５

和歌山市小松原通一丁目１番地

商工企画課　計量指導班

TEL : 073-441-2713

FAX : 073-432-4409

E-mail : e0601002@pref.wakayama.lg.jp

概要説明　　　　　計量証明事業者が、登録申請書の記載事項に変更があった場合に届出をするための様式

関連法令　　　　　計量法第１１４条において準用する同法第６２条第１項

添付書類　　　　　1　氏名又は名称及び住所変更の場合

・登記簿謄本の写し  
・登録証

2　事業所の所在地変更の場合  
・計量証明設備等の設置平面図  
・事業所までの案内図  
・登録証

3　代表者変更の場合  
・登記簿謄本の写し

4　計量士等変更の場合  
・計量士登録証（主任計量者にあっては試験合格証）の写し

5　設備変更の場合  
・計量証明用設備の一覧、特定計量器の場合は検定済証等の写し

申請等の時期　　　遅滞なく

申請等の方法　　　持参又は郵送

手数料　　　　　　上記1、2の変更を行う場合のみ手数料１，７５０円（県証紙）